

## 岩倉市保護樹等せん定費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護樹・保護樹林の倒木等による事故防止や適正な管理による都市の環境緑化を推進するため、岩倉市環境の緑化に関する条例施行規則（平成9年3月31日規則第11号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、せん定に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「保護樹等」とは岩倉市環境の緑化に関する条例（昭和47年10月3日条例第28号）第9条第1項に定める保護樹又は保護樹林をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、保護樹等を所有し、又は管理している者（以下「申請者」という。）とする。ただし、同一の保護樹等については特別な事情がない限り、助成金を交付した翌日から起算して3年間は、新たに申請することができないものとする。

(助成金の対象経費等)

第4条 助成金の対象経費は、1ヶ所当たりとし、せん定作業費及びせん定で発生した枝葉等の廃棄物処理費とする。ただし、助成金額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 助成の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) せん定助成後3年間は、保護樹等を伐採しないこと。  
ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 規則第10条第3項の規定による交付決定後に、当該作業に着手すること。
- (3) 助成金の交付を受けた申請者等は、保護樹等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(交付の順位)

第6条 せん定費の助成を希望する申請者は、前年度の保護樹等保存状況報告書提出時に、申込書(様式1)を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による申込書が提出された場合は、申込みのあった保護樹等を調査し、危険性又は緊急性が高いと判断されるものから交付順位を付け、決定するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第10条第2項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) せん定前の写真
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(計画の変更等)

第8条 規則第10条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、当該工事の変更を行おうとする場合は保護樹等助成金変更交付申請書(様式2)に変更内容がわかる書類を添付して、申請しなければならない。

- 2 規則第10条第3項の規定は、変更について準用する。この場合において、助成金の交付額については、当初交付決定金額を上限とする。
- 3 規則第10条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、当該工事を廃止し、又は中止しようとするときは、保護樹等助成金中止届(様式3)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条第4項に規定する保護樹等助成金実績報告書は、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は、交付決定があった日が属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までに関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 規則第10条第4項に規定する関係書類は、次の各号に

掲げるとおりとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 内容明細書
- (4) 写真

(助成額の確定)

第10条 規則第10条第4項に規定する保護樹等助成金実績報告書を受理した場合において、報告内容を審査のうえ、適正と認めるときは、交付する助成額を確定し、その旨を申請者に通知(様式4)するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に助成金支払請求書(様式5)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の一部については期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条第1項に規定する期日までに、保護樹等助成金実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。